



お薬の保管方法と使用期限について

お薬は、未開封の状態だと、製造してから3～5年位使えるように品質を確認する試験をおこなっています。

直接、薬局などで購入できるお薬（一般用医薬品）の場合は、外箱に使用期限が印刷してあります。病院などで処方されたお薬（医療用医薬品）の場合、医師が診察時の患者さんの体調や症状などに合わせて、処方したものですから、医師の指示通りに最後まで服用しましょう。

のみ忘れなどで残ったお薬を、あとで同じような症状の時に使用したり、他の人に勧（すす）めたりすることは、良いことではありません。

自己判断で使用すると、効果がなかったり、症状がさらに悪化したり、思わぬ副作用が出たりすることもあります。医療用医薬品は、医師や薬剤師の指示にしたがって正しく服用し、余ったものを別の時に使うようなことはやめましょう。

同じような症状でも原因が違ふことがあります。
以前に処方されて残っていたくすりを、自己判断で使用したり、他の人に渡したりしてはいけません。

当院では土曜日も終日外来診療を行っております。ご利用ください。

診療受付時間

月曜～土曜 AM8:30～11:30 PM1:00～4:00

お薬の保管方法と使用期限について

保管方法はお薬によって違います。温度や湿度、あるいは光の影響を受けやすいものなどもあって、それぞれに適した保管方法があります。

特に、シロップ剤や点眼剤などの液状のお薬は、開封後は品質が変わりやすいので注意してください。

一般的にお薬の保管温度は、室温保存では30℃以下、冷所保存では15℃以下で、凍結する場所は不可とされています。夏の盛り、炎天下での車内は50～80℃もの高温になるので、車の中にお薬を放置するのはやめましょう。保管場所でもう一つ大切なのは、乳幼児の手の届かない所に置くことです。乳幼児は、何でも口に入れる傾向があります。くすりをテーブルに置いたままにすると、乳幼児が口に入れてしまうことがあります。

薬の保管方法

- ① くすりを種類ごとに区分けする。特に、坐剤やシロップ剤、点眼剤などは冷蔵庫に入れて管理する。
- ② 湿気・日光・高温を避ける。
- ③ 乳幼児の手の届く場所には置かない。
- ④ 別の容器に入れ替えない。
- ⑤ 使用期限を守る。期限切れなど、古くなった薬は使用しない。

